

# 目次

## 第1章 「学びの変革」の推進

I	広島県の目指す「学びの変革」	1-1-1
II	「学びの変革」の更なる加速に向けて	
	・「学びの変革」(第Ⅲ期)の取組	
	「本質的な問い」による授業改善	1-2-1
	探究的な学習の充実	1-2-8
	外国語教育の充実	1-2-16
	・「個別最適な学び」の推進	1-2-20
	・教育におけるデジタル化	1-2-30

## 第2章 生きる力の育成

I	「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成	
	・「確かな学力」の育成	
	授業力の向上	2-1-1
	ことばの教育の推進	2-1-16
	・「豊かな心」の育成	
	道徳教育の充実	2-1-22
	生徒指導の充実	2-1-30
	・「健やかな体」の育成	
	健康教育の充実	2-1-43
	食育の充実	2-1-48
	体力つくりの充実	2-1-51
II	乳幼児期の教育・保育の推進	2-2-1
III	特別支援教育の推進	2-3-1

## 第3章 教育活動の推進

キャリア教育	3-1
国際教育	3-5
人権教育	3-13
持続可能な開発のための教育（E S D）	3-15
環境教育	3-17
平和教育	3-18
政治的教養の教育	3-20
福祉教育	3-22
伝統や文化に関する教育	3-23
へき地教育	3-24
消費者教育	3-25

## 第4章 学校経営改革の推進

是正指導の徹底	4-1
学校の自主性・自律性の確立	4-9
働き方改革の推進	4-18
危機管理体制の徹底	4-21

## 第5章 教職員としての在り方

教職員としての在り方	5-1-1
学校における勤務	5-2-1
福利・厚生	5-3-1

## 資料

学習指導要領関連資料  
広島県 教育に関する大綱  
広島版「学びの変革」アクション・プラン（概要版）  
「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力を育むために」  
令和4年度 主要施策の概要  
資料一覧

参考 広島県教育情報の提供

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ○ ホットライン教育ひろしま | ○ 広島県立教育センター Webページ |
| ○ 広報紙「くりつぶ」    | ○ 広島県教育委員会 公式SNS    |

### 凡 例

法令等の略称については、本文中説明のあるものを除き、次の法令等を示しています。

憲法	日本国憲法
学教法	学校教育法
学教法施規	学校教育法施行規則
地自法	地方自治法
地教行法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
国公法	国家公務員法
地公法	地方公務員法
教特法	教育公務員特例法
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
地公企法	地方公営企業法
地公労法	地方公営企業等の労働関係に関する法律
人規	人事院規則
給与条例	職員の給与に関する条例
給与支給規則	職員の給与の支給に関する規則
市町職員給与等条例	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
市町職員給与等規則	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則
給特条例	県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
特勤条例	職員の特殊勤務手当に関する条例
旅費条例	職員の旅費に関する条例
勤務時間等条例	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
勤務時間等規則	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例
職専免規則	職務に専念する義務の特例に関する規則
ながら条例	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
行実	行政実例

(法文の引用について：§の後の「算用数字は条」、「丸数字は項」を表している。)

(例) 地公法 § 39② …… 地方公務員法第39条第2項

教特法 § 25 の 2① …… 教育公務員特例法第25条の2第1項

※ 本文中の「小学校」は、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部、「中学校」は、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中学部、「高等学校」は、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。